

= 高知広域都市計画区域マスタープラン（素案）に対する皆さんのご意見を募集します =

ここにお知らせするマスタープランの内容は、策定委員会での検討を踏まえて、これからの高知広域都市計画区域の都市づくりの方向性を示したものです。今後、マスタープランに対する住民の方のご意見を踏まえて、「高知広域都市計画区域マスタープラン」として、策定します。

マスタープランの見直しを行っています

■都市計画区域マスタープランとは

都市計画法第6条の2の規定に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市づくりを進めていくための基本的な方向性を県が定めたものです。

高知広域都市計画区域（高知市、南国市、香美市、いの町の各一部で構成）においては、平成16年3月に「高知広域都市計画区域マスタープラン」を策定しました。

= 都市計画区域マスタープランの内容 =

- 都市計画の目標
(まちづくりの基本理念、まちづくりの目標、将来の都市像)
- 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針
- 主要な都市計画の決定の方針
(土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全の方針など)

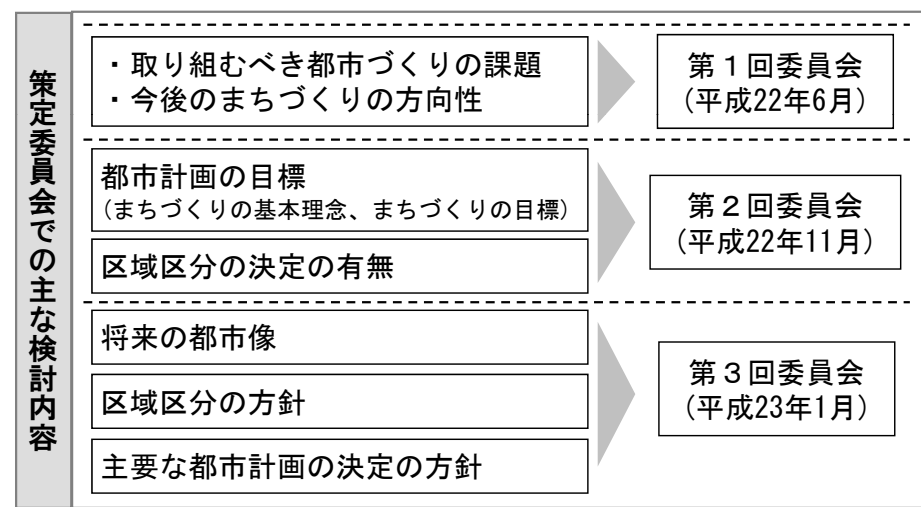
■見直しの背景

高知広域都市計画区域では、策定時の予測を上回る急速な人口減少や中心商業地の衰退など、社会情勢に大きな変化がみられます。また、平成18年に都市計画法等が改正され、都市づくりに関わる状況も大きく変化しています。

これらの変化に対応した、新たなまちづくりの方向性を示す必要があることから、マスタープランの見直しを行います。

■策定の進め方

見直し後のマスタープランは、現行マスタープランを基本として、今後の都市づくりにおいて反映すべき事項や修正すべき事項について、学識経験者等で構成された策定委員会での検討をしながら、策定しています。



パブリックコメント

パブリックコメントを踏まえた素案について 第4回委員会

高知広域都市計画区域マスタープラン策定

高知広域都市計画区域マスタープラン（概要版）

◇◇今後取り組むべき都市づくりの課題とまちづくりの基本理念◇◇

◆取り組むべき都市づくりの課題と今後のまちづくりの方向性

◎暮らしやすいまちの実現
⇒日常生活に必要な施設が、徒歩等で移動可能な範囲に集まった拠点の形成

◎持続可能な都市の実現
⇒都市の拡大を抑制し、地域の活力を維持する

◎にぎわいのあるまちの実現
⇒中心部の人口集積（まちなか居住や来訪者の増加）を進める環境づくり

◎災害に備えたまちの実現
⇒都市の安全性を高めるための取り組みの推進

～取り組むべき課題とその解決に向けたまちづくりの方向性を踏まえて、次のまちづくりの基本理念を定めました～

基本理念1 まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくり

方向性

- ・まちなかに緑が息づく、美しい都市空間の充実を図ることにより、都市の魅力を向上
- ・コンパクトなまちを形成することにより地域活力を維持するとともに、効率的な都市運営を図ることにより、持続可能な都市を実現

基本理念2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

方向性

- ・防犯や交通安全などの取り組みを進め、日常生活を安全で、安心して生活できるまちづくりを推進
- ・台風や南海地震などの災害に対する備えの充実と、特に、南海地震に対する被災を想定した、事前の復興計画の作成などの取り組みを推進
- ・誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、日常的な生活拠点を位置づけ、強化するなどの環境整備の推進

基本理念3 共に助け合う、協働のまちづくり

方向性

- ・すべての人に配慮した、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進
- ・住民自らがニーズを把握し、まちづくりに積極的に参加するとともに、主体となって進めていくことができる仕組みづくりを推進

実現するために

◇◇将来の都市像◇◇

居住機能や行政、医療・福祉、商業サービスなどの、様々な都市機能が、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された地域を「集約拠点」とし、拠点間が公共交通を含めた交通ネットワークで結ばれた「集約型の都市構造」の実現を目指します。

■将来都市構造のイメージ



◇◇区域区分の有無および方針◇◇

高知広域都市計画区域においては、引きつづき区域区分*を定めます。

(区域区分を定める理由)

- ・地域活力や暮らしやすい環境を維持するためには、都市基盤が充実した市街地などに人口を集積させることが必要
- ・無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全を図ることが必要
- ・持続可能な都市運営を行うためには、新たな都市基盤整備等に要する費用などの発生を抑制することが必要

方針

持続可能で暮らしやすいまちを実現するために、市街地の拡大は行わず、人口規模に見合った市街地の形成を図ります。

* 区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に、区分することをいいます。

◇◇主要な都市計画の決定の方針◇◇

■土地利用に関する方針 ⇒広域拠点、地域拠点、生活地域といった集約拠点の形成など、集約型都市構造の実現に向けた土地利用を進めていきます。

【主要用途の配置の方針】

【業務地】

広域拠点：県の中心的な業務地であることから、土地の高度利用を進め、既存機能の更新や更なる機能の集積・誘導を促進します。

地域拠点：市町全域を対象としてサービスを提供する業務機能の集積を進めます。

【商業地】

広域拠点：県の中心商業地および中核となる商業集積地として、広域的で多様な商業サービスを提供する商業機能を集積させ、まちなにぎわいと都心機能の強化を図ります。

地域拠点：地域住民への多様な商業サービスを提供する商業集積地として、にぎわいのある商業地の形成を図ります。

その他：主要な幹線道路沿いにおいては、近隣住民の日常生活に必要な商業機能を維持するため、低密度な商業地の形成を図ります。

【住宅地】

広域拠点および地域拠点

：低未利用地を有効活用した土地の高度利用により、他の医療・福祉・商業機能など一体となった、生活利便性が高く、かつ、魅力ある居住環境の形成を図り、まちなか居住を進めます。

生活地域：日常生活に必要な便利施設などの集積や低未利用地の有効活用などにより、良好な住環境の形成を図り、人口の定着や集積を進めます。

その他：既存施設の有効活用や景観づくり、緑化の推進を図るなど、環境に配慮した、ゆとりある居住環境の形成を進めます。

【市街化調整区域の土地利用の方針】

【秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針】

農地、山林等の無秩序な開発を抑制し、農林業の健全な発展と集落環境の維持との調和を図ります。

生活地区として位置づけられる地域では、地区計画等を活用しながら、日常生活における利便性の向上や居住環境の向上を図り、地域活力やコミュニティの維持に努めます。

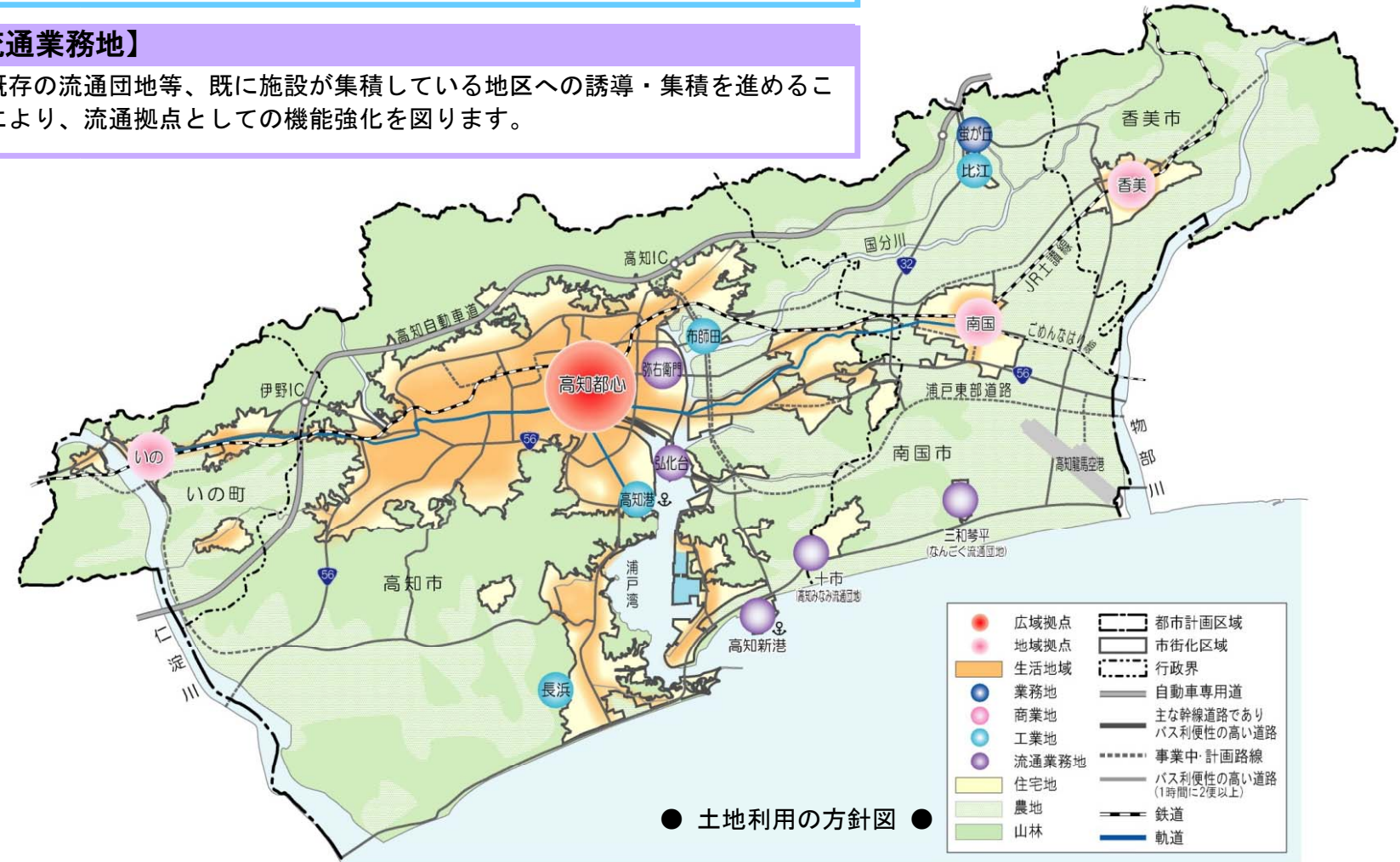
【工業地】

既存の工業団地は、高規格道路などを活かして、施設の集積、工業の高度化や多様化、産業活動の効率化を進め、工業拠点として機能強化を図ります。

今後の工業地需要の増加に対しては、既存の工業団地等の未利用地を活用するほか、地区計画を活用しながら新たな工業団地の形成を図ります。

【流通業務地】

既存の流通団地等、既に施設が集積している地区への誘導・集積を進めることにより、流通拠点としての機能強化を図ります。



■都市施設の整備に関する方針

【交通体系の方針】

集約拠点と集約拠点を結ぶ交通軸の形成、低炭素社会の実現に寄与する環境負荷の軽減、超高齢社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指します。

- ・歩行者や自転車利用者のための、魅力ある交通空間の形成
- ・放射道路や環状道路で構成された道路ネットワークの形成による、交通の円滑化、都市活動の支援 など

■市街地開発事業に関する方針

住環境の改善への取り組みや、まちな緑化を推進し、よりよい居住環境の形成に努めます。

- ・市街地開発事業の実施などによる住宅密集地の解消

など

高知市潮江西部地区 ▶



■都市防災に関する方針

関係機関が連携して防災対策を強化するとともに、ソフト対策、ハード対策の両面を推進し、計画的に防災機能の強化に取り組めます。

- ・都市公園や道路の整備による防災ネットワークの形成
- ・被災後の市街地の早期復興に向けた事前検討の推進
- ・南海地震による津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策、被災後の早期の復旧・復興に向けた対策の推進 など

■都市景観に関する方針

歴史や文化など、特色ある独自の地域性を活用した景観づくりを進めます。

- ・高知市の中心市街地やJR高知駅周辺での高知らしさを前面に出した整備の推進

高知城周辺の景観形成 ▶



■自然的環境の整備または保全に関する方針

高知広域都市計画区域を取り巻く豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった、良好な都市環境の形成を図ります。

- ・住民ニーズをふまえた公園等の整備の推進
- ・都市公園の、災害時の延焼遮断空間や避難場所、応急活動拠点としての機能の確保と強化 など

▼岡豊城址から大津方面



▼鏡川(高知市)



▼農村景観(南国市廿枝)

